

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○道路の区域を変更する件五件
○道路の供用を開始する件二件

二四
二五
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件
○飼料の試験の結果の概要を公表する件
○一般競争入札を行う件

二五
二六
二七

公 告

告 示

福島県告示第二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一八号	会津若松市門田町大字 中野字大道西一五番一 地先から 市門田町大字 同 中野字大道西一六番一 地先まで	変更前 変更後	一〇・五 一一・五	一八・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道北山 会津若松 線	会津若松市河東町大字 福島字東面三一番地先 から 市河東町大字 同 岡田字方便一二二番地 先まで	変更前 変更後	六・〇 一一・二	六二七・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道会津 坂下会津 本郷線	会津若松市北会津町東 麻生字宮田八番一地先 から 市北会津町松 同 野字柳原二番一地先ま で	変更前 変更後	七・〇 一三・〇	一、四五三・五

福島県告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県相双建設事務所平成二十年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道烏崎江垂線	南相馬市鹿島区江垂字 柚原二二四番一地先か ら 同 市鹿島区江垂字 榎町四九番一地先まで	変更前	七・四	四二・四
		変更後	一〇・四	
			二二・四	

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県相双建設事務所平成二十年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道烏崎江垂線	南相馬市鹿島区江垂字 柚原二二四番一地先か ら 同 市鹿島区江垂字 榎町四九番一地先まで	変更前	一〇・四	四二・四
		変更後	一〇・四	
			二二・四	

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県会津若松建設事務所平成二十年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二一八号	会津若松市門田町大字中野字大道西一五番一 地先から 同 市門田町大字中野字大道西一六番一 地先まで	平成二〇年 一月一五日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県相双建設事務所平成二十年一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道烏崎江垂線	南相馬市鹿島区江垂字柚原二二四番一地先か ら 同 市鹿島区江垂字榎町四九番一地先まで	平成二〇年 一月一五日

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第二十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利

北日本くみあい飼料株式会社 杜石巻工場	北日本くみあい飼料株式会社 杜県中飼料中継基地（平成19年6月）	(肉用牛肥育用配合飼料)	6月	カドミンウム 鉛 水銀	
茨城県鹿島郡神栖町東深芝2番地13 雪印種苗株式会社鹿島工場	田村郡小野町大字谷津作字谷津162 小野町地区酪農業協同組合（平成19年10月）	雪印配合飼料スノーミックス18（乳用牛飼育用配合飼料）	平成19年10月	カドミンウム 鉛 水銀	
宮城県石巻市三河町4番地 北日本くみあい飼料株式会社杜石巻工場	須賀川市岩作16-1 北日本くみあい飼料株式会社杜県南飼料中継基地（平成19年12月）	くみあい配合飼料ニューアークチヤ772（種豚育成・種豚飼育用配合飼料）	平成19年11月	カドミンウム 鉛 水銀	
宮城県石巻市三河町4番地 北日本くみあい飼料株式会社杜石巻工場	須賀川市岩作16-1 北日本くみあい飼料株式会社杜県南飼料中継基地（平成19年12月）	くみあい配合飼料ニューアークチヤ772（子豚育成用配合飼料）	平成19年11月	カドミンウム 鉛 水銀	

注 試験結果の概要の欄には、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄にその内容を示す。

(農業総合センター)

公告第二十八号

ノートパソコンの購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第百六十七条の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）

第二百四十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年一月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 入札に付する事項

- 1 買入れをする物品の名称及び数量 ノートパソコン 百六十四台
- 2 買入れをする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 平成二十年三月二十一日
- 4 納入場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 1 施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格及びその審査の時期等を定めた件（平成十七年福島県告示第七百五十四号）第二に掲げる業種区分の「製造業」又は「販売業」の入札参加有資格者として認定されている者であること。
- 3 福島県から現に物品の買入れ又は修繕に係る指名停止を受けていない者であること。
- 4 この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できる者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、二の4に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を申請すること。

なお、平成二十年一月二十八日（月）までに当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号九六〇—八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県出納局総務管理グループ
電話〇二四—五二—七五六一

四 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。
- 2 入札説明会の日時及び場所 日時は、平成二十年二月二十一日（月）午後一時三十分とし、場所は、三に掲げる場所とする。
- 3 入札及び開札の日時及び場所 日時は、平成二十年二月五日（火）午後二時とし、場所は、三に掲げる場所とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一項各号に該

- 当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第二百二十九条第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 六 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならぬ。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関して、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 七 入札の無効
二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 八 その他
- 1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 3 契約書作成の要否 要
- 4 その他 詳細は、入札説明書による。

（出納局総務管理グループ）